

第 44 回大阪市屋外広告物審議会 会議録

日 時 : 令和 3 年 3 月 5 日 (金) 10 時から 11 時 30 分

場 所 : ウェブ会議により実施

出 席 者 : (審議会委員)

井上会長、岡本委員、橋寺委員、阿部委員、今井委員、福田委員
木多委員 川邊委員、悦委員、土屋委員、板田委員

(大阪市側出席者)

・建設局

平田管財担当部長、石川管理課長、乗上適正化担当課長、
利岡管理課長代理、沼口担当係長、川道担当係長、芳野係員

(石川管理課長)

ただ今から、第 44 回、大阪市屋外広告物審議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます 建設局 総務部 管理課長の石川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議は、建設局会議室におきまして、WEB 会議画面の投影により公開にて行っております。

現在、カメラとマイクが「オン」になっておりましたら、一度「オフ」にさせていただきますようよろしくお願いたします。

また、WEB 会議システムを活用しての本審議会の開催は初めてのため、不慣れでございますが、何卒ご容赦のほどよろしくお願いたします。

本日は委員委嘱後の初の審議会となっておりますので、最初に、御出席いただいております委員の皆様方を事務局から御紹介させていただきますので、お名前をお呼びいたしましたら、カメラとマイクを「オン」にさせていただきお返事ください。なお、ご紹介後は再びカメラとマイクを「オフ」にしてください。

それでは、お手元の屋外広告物審議会 委員名簿に沿いまして、御紹介させていただきます。井上委員でございます。橋寺委員でございます。岡本委員でございます。阿部委員でございます。今井委員でございます。福田委員でございます。木多委員でございます。川邊委員でございます。悦委員でございます。土屋委員でございます。板田委員でございます。なお高見委員、久保委員でございますが本日所要でご欠席しております。また、木多委員につきましては、今回、新たにご就任いただきました。

本日の出席状況につきましては、委員数 13 名のところ、11 名の御出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本審議会の事務局を担当する、建設局の出席者を紹介いたします。建設局管財担当部長の平田でございます。適正化担当課長の乗上でございます。

管理課長代理の利岡でございます。管理課担当係長の川道でございます。同じく担当係長の沼口でございます。管理課の芳野でございます。それでは、開会にあたりまして、管財担当

部長の平田より、ご挨拶申し上げます。

(平田管財部長)

大阪市建設局管財担当部長の平田でございます。

本日ご参加の皆様方におかれましては、年度末を控えご多用中にもかかわらず、審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、感染症予防対策といたしまして、WEB開催とさせていただき、事前からのご準備含めご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

昨年から新型コロナウイルス感染症の拡大が、社会経済や市民生活に深刻な影響を及ぼしております。本市といたしましては、感染拡大を抑え込みながら、一日も早く皆様が安心できる日常を取り戻すとともに、大阪経済回復に向けた取組をひきつづき進めてまいりたいと考えております。引き続き、感染予防対策の徹底について皆様のご協力をよろしく願います。

さて、昨年の審議会においては、「道路上における動画広告の取り扱いについて」いわゆるデジタルサイネージの取り扱いにつきましても様々なご意見を頂戴いたしました。

1年が経過し、設置には至っておりませんが、何件かの相談等をいただいております、実証実験に向け協議等を進めているところです。

さて、本日の審議会においては、「道頓堀地区における屋外広告物」について、皆様の忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。

現在、道頓堀地区は、「大阪らしい街並みの創出」の観点から、壁面等の看板に対して規制緩和を行っており、例えばグリコの看板はこの規制緩和の範囲内で許可しております。

本日は、この道頓堀地区でよく見られる、巨大看板等について、皆様のご意見を頂戴できればと思います。

今後、2025年に開催予定の万博への機運が高まるにつれて、屋外広告物の掲出はますます増加し、また掲出媒体も多様化してくることが予想されますが、賑わい創出と景観形成とのバランスのとりながら、前例に固執するのではなく、あるべき屋外広告物行政について検討してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご指導、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます、簡単ではございますがご挨拶にかえさせていただきます。

(石川管理課長)

それでは議事に入ります前に、資料の準備をお願いいたします。事前にメールでお送りしております、本日の次第、委員名簿のほか、資料1から資料3でございます。なお資料1には、委員のみに配布しております参考資料がございますので、ご確認をお願いいたします。

また、資料1から資料3については、説明の際にあわせて画面表示も行いますのでご覧ください。

なお、議事録作成のためご発言を録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきたいと存じますが、委員の皆様には、お願いがあります。

本日はWEB開催とさせていただいております。委員の皆様がご発言いただく際には、マイクとカメラを「オン」にさせていただき、冒頭にお名前をおっしゃっていただきご発言をお

願いたします。またご発言後は、再びマイクとカメラを「オフ」にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

まず、本日1つ目の議題でございますが、委嘱後初めての審議会でございますので、最初に会長の互選について諮りたいと思います。

会長につきましては、大阪市屋外広告物審議会規則第3条第1項の規定により、委員の皆様との互選により定めることとなっております。どなたかご推薦を頂戴したいと存じますが、いかがでしょうか。

(岡本委員)

本審議会の在職年数も長く、本審議会のさまざまな審議に携わるなどご経験も豊富であり適任かと存じますので、井上委員に会長をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(石川管理課長)

今の岡本委員のご推薦に異議ございますでしょうか？ご異議ございませんでしたので、井上委員に会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、井上会長から御挨拶を頂戴したいと存じます。会長よろしくお願いいたします。

(井上会長)

ただいま、会長を拝命させていただきました井上でございます。よろしくお願いいたします。

本審議会の在職年数も長く、おそらく年長であることから、ご推薦いただき、重責に戸惑っておりますが、出来る限り尽力したいと考えております。皆様からの忌憚のないご意見をいただける審議会にしたいと思います。どうぞお力添えをよろしくお願いいたします。

本委員会の課題解決に委員一同尽力できるような、運営へのご協力をお願いいたします。以上、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(石川管理課長)

よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

引き続きまして、大阪市屋外広告物審議会規則第3条第3項の規定により、会長職務代理者につきましては、会長が指名することとなっております。井上会長、指名をお願いいたします。

(井上会長)

会長職務代理者ということで、大変お手数をおかけしますが、岡本委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(石川管理課長)

岡本委員よろしいでしょうか？

(岡本委員)

承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

(石川管理課長)

岡本委員がお引き受けいただきましたので、岡本委員を会長職務代理者としてお願ひしたいと存じます。

それでは、これからの議事進行につきましては、井上会長にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

(井上会長)

それでは、これより議事に入りたいと思います。

昨年度は、道路上の動画広告の取扱いについて、特にデジタルサイネージの掲出に関する現状・方針について審議いただきました。そして、多くのご意見をいただきました。今回は、「都市景観における屋外広告物に関するガイドプラン」について、ご審議・ご意見を頂戴したいと思います。

それでは事務局ご説明をお願ひいたします。

(川道係長)

事務局の川道でございます。

それでは、議題であります「道頓堀地区における屋外広告物に関するガイドプラン」についてご説明させていただきます。

右肩に「資料1」と記載のある資料をご覧ください。また、画面にも投影しておりますので、ご覧頂ければと思います。

それでは、早速ご説明させていただきます。

まず、1ページ目道頓堀地区についてでございますが、

現在、道頓堀地区に設置されております壁面看板などの巨大看板は、大阪らしい華やかな街並みを連想させる観光スポットとして、1年中、国内外から観光客が多く集まりにぎわいを創出する人気のエリアとして、注目を浴びております。

現在、道頓堀がなぜこのような巨大看板が多く設置されているかという背景でございますが、起源としては、1626年頃に芝居小屋を道頓堀に移転させたことが始まりだとされています。

明治時代には、道頓堀五座と呼ばれる芝居小屋が立ち並び、客寄せとして豪華な看板の設置や造り物、音曲など、にぎやかな気分を演出する装置があふれ、それらの看板を目当てに芝居を見ないで看板だけを見る「看板看(かんばんみ)」というのがでてきました。

また、戦後も「くだおれ太郎」や「動くかに」など巨大看板の設置が増加し、現在、観光客が多く大阪ミナミに集まる理由の一つは、これらの巨大看板を当時の「看板看」の感覚で集まっている可能性があるとのこと。

このような歴史的な背景もあり、今後開催の2025年の大阪・関西万博に向けて、国内外からさらなる観光客の増加が見込まれることから、道頓堀エリアは、大阪を代表する象徴的なエリアとしてさらに注目を集める可能性があると思われます。

次のページをご覧ください。

ガイドプラン策定と経過でございます。

本市では、道頓堀地区のこれまでの背景等を考慮し、「都市景観における屋外広告物に関するガイドプラン」を策定し、通常の屋外広告物条例に基づく許可基準からの規制緩和を行うこととし、現在その範囲で屋外広告物の許可を行っています。

ガイドプラン策定の目的でございますが

もともとは、屋外広告物条例が昭和31年10月に制定されて以降、美観や風致の維持や危険防止の観点から、屋外広告物条例に基づき一律に規制を設け指導等を行ってまいりました。しかしながら、時代のながれとともに都市の多様化や社会環境の変化に伴いまして、それぞれの地区において特有の景観が形成されるようになり、条例に基づく一律の規制では、その景観の実態に合わない面がみられるようになってきました。

そこで、それぞれの地区の景観の実態を考慮し、その地区に合った掲出方法や基準を別途作成するものとして、昭和62年4月にこのガイドプランが策定されました。

策定当初は、道頓堀地区のみが「大阪らしい街並みの創出」という観点から、規制の緩和を行っており、残りの8地区については、誘導基準として通常の基準よりも厳しい基準としておりましたが、あくまで法的な拘束力のない誘導基準ということで協力を要請するものとなっております。

その後、平成29年に都市計画局において、景観計画が改定され、「地区固有の特性をいかした重点的な景観方策を展開するエリア」として、御堂筋や堺筋など7つの区域が重点届出区域として、「屋外広告物に関する行為の制限」を定めました。これに伴い屋外広告物条例施行規則も、景観計画と連動する許可基準に改正を行いつつ、重点届出区域とガイドプランの指定地区が重複する3地区（大阪駅前地区、難波高島屋前地区、堺筋地区）は廃止いたしました。

さらに、2年前の平成30年の審議会では、景観計画において定めた地区特有の取扱いと、ガイドプランで定めている誘導基準の取扱いに統一性がなかったことや、ガイドプランで指定をしている地区については、時代の変化に伴いその周辺の地域と比べて、指定をされている地区に特有の景観があるとは言えないという事から、規制の緩和を行っている道頓堀地区以外の5地区の指定を廃止いたしました。

その結果、誘導基準を定めておりました地区は、すべて廃止とし、規制緩和をしております。従って現在、道頓堀地区のみがガイドプランとして指定されております。

次のページをご覧ください。

ガイドプランで指定されている道頓堀地区の範囲ですが、ピンクで色を付けている範囲でございます。大きくは、道頓堀川沿いと道頓堀通り沿いで、道頓堀川沿いは、西は四ツ橋筋東側～東は堺筋西側、道頓堀通り沿いにつきましては、御堂筋東側から堺筋西側の範囲になります。距離にして約1キロの範囲です。

なお、道頓堀通につきましては、日頃のイメージから歩行者専用の歩道と思われませんが、車両の乗り入れが可能となっており、車道となります。

また、この地区のイメージとして、昔の歴史的な背景も踏まえ「大阪を代表する繁華街として明るく華やかな街並みに」と設定をしております。

次のページをご覧ください。

現在の、道頓堀のガイドプランの基準でございます。

左側から、種類、現行許可基準、道頓堀地区と記載をしており、真ん中の列の現行許可基準は、現在の統一的な屋外広告物条例に基づく許可基準となっております。

この許可基準に対しまして、道頓堀地区については、屋上広告塔や広告板、地上塔や地上板、そして突出看板については現行の許可基準とは変わりはありませんが、上から3段目の壁面利用、壁面看板については、大きさに対しての規制緩和を行っております。

表示面積は1/3から1/2へ緩和し、さらに道頓堀川に面する壁面とそれに隣接する壁面のうち1面までは表示面積4/5以下と緩和いたしております。皆さまご存じのグリコの巨大看板につきましては、こちらの基準に基づき許可を行っております。

また、一番下段のオブジェにつきましては、特出ししておりますが、表示につきましては、壁面利用に準じているということで、大きさの緩和は図られています。しかしながら、これは敷地内のことでして、道路上へ突き出した看板については、道路法に基づく許可基準と同様の取り扱いになります。

次のページをご覧ください。

大阪市道路占用許可基準を記載しています。

先ほど申し上げました、道路上へ突き出した看板についての許可基準となりますので、こちらに記載をした基準に基づき許可を行うこととなります。

路面からの、看板の最下部までの距離は、4.5メートル以上、道路への看板の突出し幅については、1メートル以下、そして、厚みについては、最大0.6メートル以内となっております。

ここで、参考資料、道頓堀地区の広告物の状況をご覧ください。画面には投影をいたしませんので、お手元の資料をご覧くださいいただけます。

最後に、課題についてでございますが、

さきほど、道頓堀地区の現状をご覧いただきましたように、道頓堀の巨大看板は、ガイドプランの基準に基づき許可を行っている看板もありますが、基準を満たしておらず、許可できない看板もございます。そのような看板につきましては、看板の構造の安全性、日常点検の有無等の不安があります。

一方で、大阪・関西万博開催に向けて、道頓堀地区は大阪を代表する繁華街として明るく華やかな街並みを連想される観光スポットとして、道頓堀地区にあるさまざまな看板も含め、国内外から、より一層注目を集める可能性があり、無秩序に設置を認めるのではなく、安全性をしっかりと担保したうえで、許可基準に沿った看板のみを許可すべきと考えております。一方、道頓堀地区には、巨大看板のほかにも、大小さまざまな看板が、道頓堀通りや道頓堀川に向かって設置をされております。屋上塔や壁面看板、突出看板、ネオン看板、デジタルサイネージなど多種多様な看板が、道頓堀の華やかな景観を形成している一つとなっております。

このような状況の中、これから先、道頓堀地区の看板の取扱いをどうすべきかを苦慮しており、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴いただければと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

(井上会長)

ありがとうございました。

これより、委員の皆さまにご意見ご質問をお伺いすることになりますが、その前にもう少し情報をいただきたいのですが、道路上の許可できない看板と許可できている看板の割合と、また実数として何件程度あるのか教えてほしい。

(石川管理課長)

道頓堀でよろしいでしょうか

(井上会長)

今回は道頓堀のガイドプランということですので、道頓堀に限ってということですよ。

(川道係長)

道頓堀 1 丁目での突出看板の道路占用許可件数は、大小合わせて 3 5 件程度です。

(井上会長)

ありがとうございました。

それでは、皆様のご意見・ご質問を賜りたいと思います。

ご意見ご質問の際には、マイクとカメラを「オン」にさせていただきますようお願いいたします。

(阿部委員)

事務局の説明を聞きますと、許可できないという非常にマイルドな表現を使っておられましたが、道路法上違法という事であれば、市としては、除却指導や除却命令まで行く可能性があると思います。実際なにか対応してきたのか、それとも仕方がないということで、放置してきたのか等、これまでの市としての対応をお聞かせいただければと思います。

(乗上適正化担当課長)

適正化担当課長の乗上です。今、委員からご質問がございました件ですが、この道頓堀通り約 500m の巨大看板につきまして、これまで市民の方々から危険という苦情がなく、管理者の方々も一定管理をされている状況から、ただちに危険な状態にあるとは判断しており、これまで特段の指導はしておりません。

なお、道頓堀通りの中にありますふぐの看板の事業者が廃業されるとの新聞報道を受け、道頓堀及び新世界の看板撤去の指導は行ったところです。

(阿部委員)

先ほどの説明の時に、構造上あるいはメンテナンスの観点から、安全性に不安があると述べられていたと思うのですが、だとすると、それと今のお話と、ちょっとずれている気

がして、もし構造上の問題があるようなものでしたら、道路法上の観点から、市としての指導義務がでてくるのではないのかなという気がしてくるのですが、その点、市としてのお考えを教えていただけないでしょうか？

(乗上適正化担当課長)

先ほど事務局から申しあげました構造上の問題につきましては、今後出てくる恐れがあるというニュアンスでございます。現時点では、管理者さんご自身で適宜修繕を行っているという実態もございまして、直ちに危険な状態にあるとは認識してはおりません。

(阿部委員)

ありがとうございます。

(井上委員)

それでは、今井委員どうぞ

(今井委員)

今、審議されているのは、安全上の問題から立体物が落ちてこないかとか、破損がないかとかの問題かと思うのですけれども、道頓堀と言えば夜のネオンサインですね、去年は御堂筋のデジタルサイネージについて審議されたと思うのですが、これからデジタル化が進んでいくと、昼という事よりも、むしろ夜の明るさ規制というのが必要かとも思うのですが、そここのところは、先ほどのご説明では無かったので、別途、検討するという事でよろしいのでしょうか？

(石川管理課長)

管理課石川と申します。これまでは、道頓堀のガイドプランの中には、壁面看板の大きさのみ緩和しているのですが、今後より一層賑やかな道頓堀を創出していく必要があるというのであれば、例えば、出来るだけネオンやデジタルサイネージ等を活用したような看板に移行していく方がいいのではないかななどのご意見もあるのではないかと、今回、審議会で色々ご意見をいただけたらと思っています。

(今井委員)

わかりました。その場合、動画という事になってくると、音声についても考慮することになるのかなと思ひまして、先ほどのご説明ではその点について触れてもらってなかったもので、今回、論じるべき事案であるのかと思ひ質問させていただきました。

(石川管理課長)

ありがとうございます。

広告物の規制には音というのがございませぬ。基本的に広告物は映像や静物としての看板で、音というのは屋外広告物法のなかでは捉えておりませぬ。ただ、委員おっしゃるとおり、大きな音を出してもいいのかとなるとそうではないと思ひますし、その辺の規制につい

ては、騒音規制等、別の規制もあるかと思えます。

(今井委員)

ありがとうございました。

(川邊委員)

設置をしている業者の観点で申しますと、音は実際出しております。音を出す際は行政に相談するのではなく、商店会の方で組合がございまして、そこに対してこういう音を出させてくださいというお願いをし、許可をいただいております。

あっちもこっちも音を出すとごちゃごちゃになってしまうので、組合の方でもいつも気にしていますが、きちんとした基準はございません。そこをどうしていくかは課題だと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

他にご意見ありますでしょうか？ガイドプランに盛り込むべき事項等についてどうでしょう。

(悦委員)

看板の点検をする点検士という講習があり、看板が落ちないのか大丈夫なのかと点検をするという講習を受けて、点検させていただいている。その観点で言うと、道頓堀の看板の点検をしっかりとしないといけない。北海道の札幌の件もありますので、落ちてからでは遅いと懸念されますので、点検をしっかりとするというのも盛り込んでいただければと思います。

(井上会長)

ありがとうございます。

(橋寺委員)

商店会の組合の話がありましたけど、やっぱり地域の特性もあるのですが、組合の方で大きさや素材などの自主的な組合としての方針やガイドライとかはないのでしょうか。

(川邊委員)

商店会組合では、大きさ等の方針の取り決めはございませんが、安全性は気にされています。また、音に関しましては、商店会が一番気にされていて、うるさいのは困るものの、賑やかさとうるささの違いがなかなか難しいのでやはり基準はございません。

(橋寺委員)

まちづくりや景観をどうするというのも、行政からという規制も必要ですが、その地域がどう考えるかっていうのを結構色々な面であるので、地域の声や考え方みたいなものを取り入れて作っていくのもありかなと思いました。

(川邊委員)

今の話ですが、先ほど悦委員も申し上げたように、安全に対する点検を行っており、商店会の組合さんにも周知するようにしております。商店会では看板の安全のことはわからないので、看板業者でそのあたりの規制はきっちりしてほしいと伺っており、看板を作る方や付ける方の立場の人にもう少し安全性を重視してもらいたい。景観以上に安全性が重要でそのために我々は動いております。

(橋寺委員)

ありがとうございました。

(井上委員)

他にご意見ございませんでしょうか？

(木多委員)

教えてほしいことがいくつかありますが、先ほどの説明資料の参考資料の看板ですが、ガイドプランでいえばどのような基準に該当するのでしょうか

(川道係長)

この看板ですが、まず道路上に突出している状況になっております。ですので、その時点で、突出看板の許可基準である路面からの高さが4.5m以上必要となってきますが確保できておらず、道路占用許可ができない状況です。

仮に、この看板が道路へ突き出していないのであれば、敷地内設置の壁面看板の許可基準である窓をふさいでいないかなどを確認し、ふさいでいるようであれば、所轄消防から取り付け可能の確認を取ってもらい許可可能となりますが、先述のとおりこの看板については道路上に突き出ておりますので、許可ができない物件となります。

(木多委員)

枠組みとしては、エリアがしっかり指定されているので景観形成としてはいいのかなと思うのですが、街の個性で言えばこのような広告は、あってもいいのかなと思う。ただ、構造的にというのか形態的にガイドプランと合致していないのであれば、こういうのはどうしたらいいのかとなると今すぐに意見が思いつかないのですが、安全性の面は、景観とはまた別なので、きっちり点検をしなくてはいけない。行政側で点検の仕方とか基準は定めた方がいいのかなと思います。この看板の向こうに見える看板は道路にかなり突出して上からぶら下がっており、危ないなと思うので、こういうのは業者さんがどのような構造設計されたのか、点検をどうしているのかというのは確認がいるのかなと思います。

安全面はきっちりしないといけないのかなと思います。景観面だけではなく、先生方のご意見を聞き、考え方を見直していきたい。

(井上会長)

ガイドラインには、こういう観点が必要ではないかということでご意見ございませんでしょうか。

では、私の方から、一部の地域を巡回していくのは、現実問題として難しいと思いますが、巨大看板等が施工されている最中、若しくは施工後に指導とかは行っておられるのでしょうか？

(乗上適正化担当課長)

市内全体で突出し看板の課題というのはございます。市民の皆様から苦情が多く寄せられているのは、路上の店頭看板が多くそれらを中心に対応を行っています。道頓堀地域については、日々の巡視は出来ていない状況であり、どうしても、市民からの苦情を基に、危険度の高い所から、優先順位をつけて対応しているのが実態でございます。

(井上会長)

市民からの苦情がきっかけになると考えると、道頓堀の突出した看板については、面白いという感覚で見る人はいると思いますが、苦情としてはあがりにくいのでしょうか？

(乗上適正化担当課長)

どうしても市民からの苦情が多いのは、歩行者等が通行する際に支障となる地上設置の看板に対する内容が多く、上空にある看板は案内板として捉えられており、また、道頓堀の上空にある巨大看板については、ひとつの道頓堀のイメージとして楽しんでもらっており、なかなか、違法の物件であるという認識での苦情はない現状でございます。

(井上会長)

もうひとつ教えてください。道路、占用許可基準に対する指導はどこ部署になるのでしょうか？

(乗上適正化担当課長)

市内にあります、建設局の各工営所の方で対応を進めております。

(井上会長)

ということは、そことの連携が必要ということでしょうか？

(乗上適正化担当課長)

はい。そうです。

日常的にも、市民から工営所に入った情報と我々適正化担当の情報を共有しながら、共に個別対応をはかっているところです。

(井上会長)

わかりました。他に何かどうでしょうか？

(阿部委員)

確認なのですが、資料にある大阪市道路占用許可基準、これは大阪市の基準だと思うのですが、これよりももっと緩い基準を設けている自治体があるのでしょうか？

基準を緩和する際に、これ以上に緩和することが出来ないという法令上の基準はあるのでしょうか？

この2点を教えていただけますでしょうか？

(川道担当係長)

基本的に路面からの看板最下端までの高さは、道路法で定められており、車道につきましては、路面から4.5m以上を確保していただきとなっております。

また、他都市の許可基準を色々調べた結果、路面高と道路上への突出し幅については、先ほど申しあげました道路法の基準や国からの通達の基準内で定められているのですが、横幅については、京都や神戸などの他都市では、特に基準を定めていないと聞いております。

(阿部委員)

よくわかりました。

最近、いくつかの法令では参酌する基準として、自治体で条例を定めれば可能だというものも出てきておりますが、今の道路法の基準は、自治体で緩和することが出来ないということでもよろしいのでしょうか？

(川道担当係長)

その通りです。

(阿部委員)

承知いたしました。ありがとうございました。

(井上会長)

他によろしいでしょうか？

今、色々な観点でご意見いただきました。

先ほど、「光と音」の要素をガイドプランに盛り込めるかということでしたが、環境要素の「におい」というのも、場合によっては、道路上に強制的に換気扇を使って漂わせることも考えられるのですが、

「光・音・におい」の、「におい」に関する事で、何か問題等はないのでしょうか？

(川道担当係長)

今現在、においに関して我々の方に相談や苦情などのお話しなどは特段聞いてはいない状況でございます。

(井上会長)

音に関しても、そちらの方には、そのような相談や苦情はないのですかね？

(川道担当係長)

はい。そうですね。

(井上会長)

商店会の中では何か話し合いがある可能性はありますよね。

(川道担当係長)

商店会の中で何か問題があれば、話し合いを行い解決されているのかなとは思いますが。

(井上会長)

許可の条件に合わないとわかっていながら、設置をされているわけで、一方でそれを今後対応していかないといけないわけですが、例えば商店会さんからの要望を聞きだして、出来ること出来ないことはありますが、ガイドプランに盛り込んでいくというのもいいのかなと。すでにやってもらっているのかもしれませんが。

(川道担当係長)

商店会の方から、地域の実情に合わせた、何か基準を引き出してということですか？

(井上会長)

商店会からの要望を聞くとよいかもかもしれませんが、まずは申請を出してもらわないと困りますよね？

(川道担当係長)

そうですね、申請を出していただくことにより、どのような看板が掲出されているのか把握できますし、継続許可申請を行う際には、屋外広告物条例で点検報告書の提出が必要ですので、定期的なメンテナンスを促すことができます。そういう意味でも必ず申請は必要です。

(井上会長)

なので、申請して許可されなかったら工事が出来ないということで、申請が上がってこない状況があると思いますけれども、なんとか申請があがってくるような、許可できる出来ないはあるでしょうが、大阪市の屋外広告物担当の方に情報があがってくる方法は必要なのかなと思います。

(川邊委員)

申請に関してですが、許可基準不適合だと申請しても許可がおりない。許可を得たら、点検をしなければならない。申請をしなくても今は罰則が何もありません。審査が通らない看板は、当然申請はしません。施主も施工業者も違法というのが分かっている。許可は出ないし、許可が出ると点検もしなくてはいけないので申請はしない。それでも現状は、看板が設置されているが罰則がないと当然申請しません。そういう業者は組合に入っていない方がほとんどなので、組合からどうこう言うことができません。そこは、申請をしなければ

罰則というようにもっていかないと、申請してからの罰則というのでは遅いのです。申請をしないと看板はつけられませんとしないと、申請そのものが無駄になっていると思います。

(井上会長)

事務局の方から、何か見解ありますでしょうか。

(川道担当係長)

どうしても、広告の許可については申請主義となってしまう、申請、相談のない看板設置に対しては、我々もどうしたものかと苦慮しております。

(井上会長)

おそらく、大阪市としては「賑わいを保ちたい、活性化させたい」という気持ちと、「安全性を確保するために色々な法令を守っていただく」という問題の板挟みになっているのかなと思います。

先ほどの、川邊委員のご意見はごもっともですので、そのあたりをどのように運営していくのか、せつかくのガイドプランが無いのと同じになってしまうので、難しい選択かと思いますが、大阪市としていい方策があるといいなと思います。

(阿部委員)

川邊委員の意見はもっともだと思います。基準に合致していない物は、基準に合わせてもらうか、基準を変えるかのどちらかしかないと思います。先ほどからお聞きしていると、法令基準であって、市として緩めることができないという事だったのですが、例えば、私も現在どうなっているのかは、把握出来ていないのですが、いわゆる特区申請して基準の緩和を承認してもらうのが可能かどうかということが、把握されているなら伺いたいいし、それが出来るのであればやる価値はあるのかなという気もあるのですがいかがでしょうか？

(石川管理課長)

特区については、以前検討したことがございます。その際、路面高の基準については、例え特区になったとしても緩和はできないと国から言われております。

看板の大きさは緩和できる余地があるのですが、路面高については、道路法施行令の中で定められている基準ですので、特区になったとしても緩和は不可という結論に至っております。

(阿部委員)

わかりました、ありがとうございます。

(石川管理課長)

今回、道頓堀のを中心議論していただいているのですが、大阪市内には道路に突出している看板、敷地内設置の様々な看板が数えられないほどあり、そのうち申請が出ている

のは1割程度と推測します。

それは、そもそも看板設置に申請が必要だと認識されている方が少ないこと、手数料も必要ということもありますし、基準そのものも大阪市内と市外で微妙に違い、業者さんの対応も難しいといこともあります。先ほど安全性についてご意見が色々ありましたが、組合さんに入っておられる事業者が大多数であれば、組合さんを通じて、安全性についても色々お話しさせていただくことができますが、組合に入ってらっしゃらない事業者さんが大半だという事になりますと、なかなか業者の実態把握そのものも難しく、対応が難しいのが現実です。言い訳ばかりで申し訳ないのですけれども、今の実情はそのような感じとなっております。

委員の皆さまがおっしゃるように安全性の確保と賑やかな道頓堀を作るという間で、非常に難しいと思うのですけれども、地元商店会がどのように考えているのかをお聞きすることや、そういったところに働きかけるのも一つの方法かと思いました。そのようなことも踏まえながら今後も色々検討していきたいと思えます。

(井上会長)

ありがとうございます。

色々、ご意見をいただきましたので、これらのご意見を踏まえて、難しい問題ですけれども有効なガイドプランになるように、ご検討いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

本日の議事については、以上で終了いたしました。

引き続き、報告については、事務局から進行をお願いいたします。

(石川管理課長)

どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの報告についてであります。2点ございます。

まずは、前回ご審議いただきました道路上の動画広告の取扱いについて、現在のデジタルサイネージの掲出に関する現状報告をさせていただきます。

(川道係長)

前回審議会以降の道路上における動画広告の設置にかかる動きをこの間の経過を含めてご説明させていただきます。

近年、LEDディスプレイ等の技術的な進歩に伴いまして、デジタルサイネージの設置要望や設置にかかる協議は増えているように感じております。また、従来のアナログ広告をデジタル化することにより多言語対応が可能となり、災害時や緊急時の情報発信サイネージとして公共的な付加機能を備えることで、防犯、防災、観光といった行政施策上のニーズにも応え、官民連携して安全安心なまちづくりが可能となることから、いままで原則不可とされていた道路区域内での動画広告の取り扱いについて検討の必要性がありました。

そこで、昨年の審議会において、道路上のデジタルサイネージを活用した動画広告の掲出についてご審議いただき、物件を限定しつつ、広告の掲出にあたってはまずは、取り扱い規定をもとに社会実験等を行い、それを踏まえううえで基準を固めていくという方向性が示されました。

その後、国に動きがございまして、令和2年7月31日付の国土交通省通達により、新たに歩道上に設置する地図情報、観光情報、防災情報等を表示する道路上の公共サイン、それに加えて、無電柱化された道路の歩道上にある路上変圧器に対して、広告費をその維持管理費用等に充当すること等を条件とし、デジタルサイネージを活用した広告掲出が可能となりました。

このような動きのなか、現在の大阪市においての道路上でのデジタルサイネージを活用した動画広告にかかる動向ですが、現在、数社から相談や協議を受けております。内容につきましては、デジタルサイネージを活用し防災情報や観光情報等の公共情報に加え、一般広告を掲出しその維持管理費用やランニング費用等を捻出するとともに、その実用性について社会実験を行うというものであります。現在は、設置場所や広告掲出にあたっての内部取り扱い規定の作成や国交省通達による公共的な取組費用に充当する広告物掲出審査会の基本取り扱い方針の項目の追加を行い、今後、交通管理者等と協議のうえまずは社会実験として実施していく予定となっております。早ければ、来年度にでも行える可能性があるという事となっております。

(石川管理課長)

この件について何かご質問は、ございませんか。

(川邊委員)

前回の審議会でも質問をしたのですが、動画と静止画と切り替え画とあるのですが、動画、静止画は理解できるのですが、切り替え画に対する差別化で、前回、何秒止めたら静止画、は何秒動いたら動画になる。というのを質問したのですが、そちらではどういう見解になっているのでしょうか？

(川道担当係長)

前回審議会でお示ししました、取り扱い規定のなかで、我々は切り替え間隔が5秒以上で静止画と考えています。5秒未満であれば点滅ということで交通にも支障があるが、5秒以上であれば、切り替えで静止画と考えております。これを踏まえて、今後、設置場所の状況に応じて、10秒、15秒の切り替え間隔で社会実験を行い、決定していく所存です。

(川邊委員)

これは、大阪市としてなのでしょうか？全国的にはどうなっていますか？

(川道担当係長)

大阪市としての取り扱いです。全国的には、7秒で切り替えをしているところもあります。特に何秒というきまりはないと思っています。ですので、7秒のところもあればそれ以上のところもあると思います。

(川邊委員)

それは、各行政によって秒数はかわってくるということなののでしょうか？

(川道担当係長)

そうですね、大阪市としては、5秒以上と考えております。また、道路上になりますので、道路交通管理者と話を詰めていかないと、とも考えております。地域の状況に合わせて切り替えの秒数を定める予定です。

(川邊委員)

わかりました。また、決まりましたらご指南ください。

(石川管理課長)

他に何か質問はございますか？

ないようですので、次に「一般事務報告」のご説明をいたします。

(沼口担当係長)

私の方から、資料3の一般事務報告をさせていただきます。まず、ページ番号1の屋外広告物許可状況をご覧ください。

①の広告物(簡易広告物を除く)の許可の推移になりますけれども、平成31年度は広告塔・板が6,932件、去年に比べて513件の減、電柱等につきましては、10,839件、去年に比べまして901件の減、その他(車体利用等)につきましては、6,189件昨年に比べまして2,911件の増。合計が、23,960件、昨年に比べまして、1,497件の増となっています。

次にページ番号2の②簡易広告物の許可の推移につきましては、平成31年度のアドバルーンは、12件、49件の減となっています。これにつきましては、新型コロナウイルスの緊急事態宣言をうけまして、第91回大阪地方メーデーの集会が中止となり、アドバルーンの許可申請がなかったためだと思います。

広告幕については、平成31年度34件で、12件の増となっています。立て看板・広告旗・はり紙・はり札についての許可申請はございませんでした。合計で平成31年度は46件昨年に比べて37件の減となっております。

次にページ番号3の2屋外広告物に関する取締状況で①広告物条例適用の取締状況ですが、平成31年度は、検挙件数1件の人員が1名となっております。

②の軽犯罪法による取締状況については、平成31年度検挙件数9の人員は10となっております。

続きまして、ページ番号4 3違反物件の除却実績の推移につきましては、平成31年度のはり紙の除却枚数につきましては、10,685件、去年に比べますと2,540件の減となっております。次に、はり札・立て看板等の除却件数につきましては、平成31年度4,174件、去年に比べますと、507件の減となっております。合計につきましては、平成31年度14,859件、去年に比べますと、3,047件の減となっております。

続きまして、ページ番号5 ②違反広告物除却実施距離(実施主体別)の報告になります。平成31年度大阪市の委託業務における簡易広告物除却においての実施距離数が1,280キロ

メートル、昨年と比べまして、120 キロメートルの減。工営所実施分につきましては、平成 31 年度 2,187 キロメートル、昨年と比べまして、329 キロメートルの減になります。電柱管理者実施ですが、平成 31 年度 14,685 キロメートル、去年に比べまして、479 キロメートルの減となっております。大阪国道事務所実施分は、平成 31 年度 375 キロメートル、昨年度に比べて 26 キロメートルの減となっております、合計といたしましては、18,527 キロメートルの実施で、昨年と比べて 954 キロメートルの減となっております。

続きまして、ページ番号 6 の ③置看板等指導状況につきましては、平成 31 年度指導勧告を行った置看板の件数は、2,174 件、昨年度と比べまして、136 件の減となっております。④置看板等除却状況につきましては、平成 31 年度が 12 件、昨年度と比べて 15 件の減となっております。

続きまして、ページ番号 7 4 屋外広告業の登録状況ですが①大阪市への登録及び特例届出状況（令和 3 年 2 月末現在）につきましては、登録総数が 4、特例届出総数 1,138 件となっております。参考に大阪府の登録状況（令和 3 年 1 月 15 日現在）は、登録総数は 1,663 件となっております。

ページ番号 8 5 「かたづけ・たい」の活動状況につきましては、資料に一部修正がございます。資料一番右側の表及びグラフにつきましては、R 元.4.1 をすべて R2.4.1 と修正をお願いします。

① の認定団体数ですが、R2 年 4 月 1 日現在につきましては 95 件昨年度に比べまして、4 件の減となっております。法人の団体の数については、変わりはありません。合計して 115 団体、昨年と比べて 4 団体の減となっております。②の認定活動員数についてですが、R2 年 4 月 1 日現在で 1,682 人、昨年と比べまして 34 人の減員、法人に比べましては、変わりはありません。合計につきましては、2,073 人の動員数で昨年と比べて、34 人の減となっております。③活動実績についてです。除却枚数になりますけれども、平成 31 年度につきましては、750 件撤去をしております、昨年とくらべますと、1,350 件の減となっております。

私からは以上です。

(石川管理課長)

この件に関しまして、何かご質問はございますでしょうか。

ないようでしたら、この件はこれで以上といたします。

(石川管理課長)

本日は、熱心なご議論・ご意見をいただきありがとうございます。

本日のご意見を踏まえ検討を進めてまいりたいと思います。

この間の接続テスト等を含め、審議会開催に向けて、ご多忙にも関わらずご協力いただきました。ありがとうございます。

それでは、これもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。